

■ シンボルマークとロゴタイプの組合せ



[A] ローマ字ロゴタイプ
使用書体：Century Gothic Bold



[B] ひらがなロゴタイプ
使用書体：A-OTF 新ゴpro B 平体 80%



[C] 漢字ロゴタイプ
使用書体：A-OTF 新ゴpro B

■ シンボルマークの取扱い

1 権利の帰属

鴻巣市シンボルマークに関する一切の権利は、鴻巣市に帰属します。

2 市章とシンボルマーク

鴻巣市章は、本市を象徴するものとして、条例等により表示が定められており、公式行事、表彰状などに使用します。これに対し、シンボルマークは視覚的なコミュニケーションマークとして、市内外に対し本市のイメージを発信するものであり、市の各種印刷物や記念品、イベントなどでの使用をはじめ、広く市民の皆様にも活用していただくものです。

3 シンボルマークの使用について

このデザインマニュアルは、様々なものに積極的に使用していただくための手引であり、その表現方法や注意事項をまとめたものです。

使用の際の注意事項は、本市のイメージ展開に統一性を持たせ、効果を上げるためにも基本となることですので、このデザインマニュアルに沿って正しく使用してください。

なお、鴻巣市シンボルマークは、市役所はもちろん、市民の皆様や各種団体、企業等どなたでも使用することができます(届出が必要です。)が、次の場合は使用できませんので御注意ください。

- (1) 鴻巣市の信用や品位を損なうような使用をする場合
- (2) 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合
- (3) 「鴻巣市」「鴻巣市役所」などの自治体を表わす文字と併用して使用する場合
- (4) 政治活動・宗教活動等で使用する場合
- (5) その他、その使用が著しく不相当と認める場合

シンボルマークの使用に際しては、原則的にデジタルデータを使用し、イメージを損なわないよう、正しい形状・指定のカラーで表示してください。

※ デジタルデータは鴻巣市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.konosu.saitama.jp>

